

前期基本計画

— 小平市第三次長期総合計画・前期基本計画 —

各論

1 地域活動・参加と協働

第1節 地域社会における新たな関係をめざす。(地域社会)

1 地域活動・参加と協働

2 地域の拠点

動向（現状）と課題

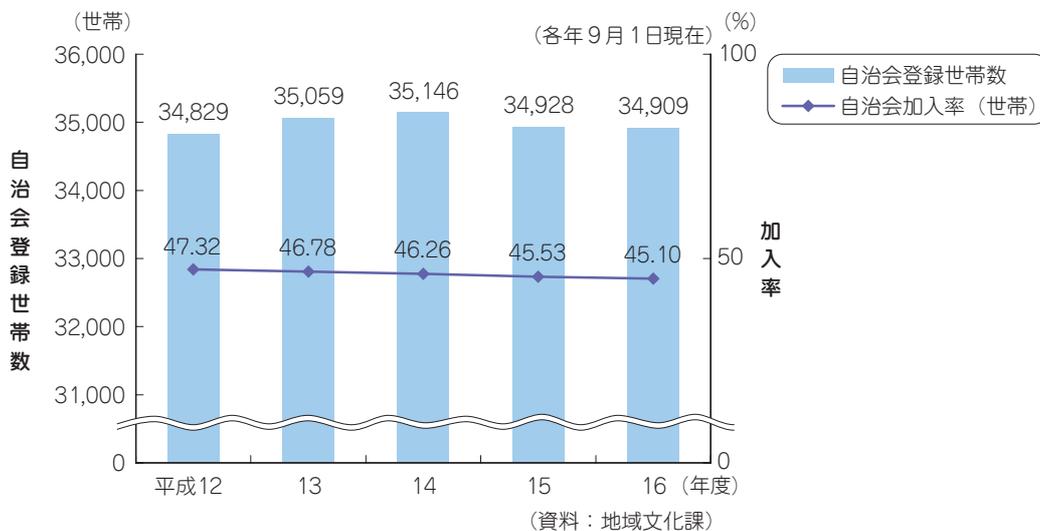
● 動向（現状）

- (1) 社会の変化とともに、核家族化や共働き家庭、また高齢者同士の世帯の増加にともなって、日ごろ、地域における人と人との関係が希薄になり、地域での結びつきが弱くなってきていることが指摘されています。
- (2) また、人々のライフスタイル*や価値観の多様化にともない、地域との関係が薄れることにより、近隣の異変に気付くのが遅れるなど、防災・防犯など地域の安全に大きな課題が生じてきており、その解決が急務となっています。

● 今後の課題

- (1) 地域社会を構成する市民一人ひとりが、地域で一定の役割を持ち地域に役立っていること、地域にとって必要な存在であることに、まず気付いてもらう必要があります。
- (2) 地域でのさまざまな課題に対応していくためには、地域社会に関わる個人とともに組織として支える体制が必要であり、そのためには、地域での重要なサポート役となるボランティアやNPOの存在がますます重要になっています。
- (3) 今後、今まで以上に市民と行政の協働など、新たな役割を構築していく必要があります。

自治会の加入状況の推移



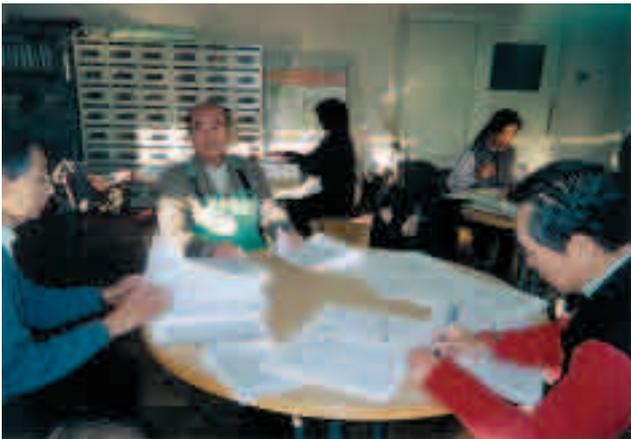
*ライフスタイル…人々のくらしかた、生き方。

本計画における基本方針

- (1) 市民が地域活動へ積極的に参加していくための啓発活動を継続して行い、地域社会とのかかわりが保てるような状況を生み出していきます。
- (2) 市とNPOなどが良好なパートナーシップ*を築くことをめざし、NPOなどに対して積極的に情報の提供を行っていきます。
- (3) ボランティアやNPOなどが行う公益的な市民活動を中心として、NPO等と行政の新たな協働を推進していきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) 地域活動促進の啓発	→		
	(2) NPO・ボランティア活動促進の支援	→		→
	(3) 市民活動支援センターの設置	→		



市内のNPO認証団体数と市民活動支援センター準備室の登録団体数の推移



*パートナーシップ…人と人との協力、協調の関係。

第1節 地域社会における新たな関係をめざす。(地域社会)

2 地域の拠点

第1節 地域社会における新たな関係をめざす。(地域社会)

1 地域活動・参加と協働

2 地域の拠点

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 従来から、集会機能や生涯学習機能などを持つ多くの公立施設が、市内の地域の拠点として設置され利用されています。平成17年度現在で市内には17の地域センター、さらに市立図書館及び公民館があわせて19館あり、多くの市民に利用されています。
- (2) そのなかで地域センターや公民館の利用については、ほとんど無料となっていること、さらに初期に建設した施設に建替え時期が到来することを含め、維持管理のための経費と大きな差が出てくることが課題のひとつになっています。
- (3) 地域センターについては、高齢者・児童のための施設、また集会施設の機能を持ち、親しまれ多く利用されていますが、利用形態や管理形態について、他の類似施設も含めた、さらに便利で効率の良い施設のあり方が求められています。
- (4) 市内の27の小・中学校についても開かれた学校として地域での役割が大きく、また災害時の拠点施設にもなっています。



● 今後の課題

- (1) 今後は、市民とともに地域センター等の利用形態や利用状況を把握するなかで、今後どのような利用のかたちが望ましいのか、受益者負担の面をはじめとして管理形態等を多角的に検討していく必要があります。
- (2) 地域センターの有効活用の検討にあたっては、類似施設との複合化、他の公共施設の再配置とあわせて検討を行っていくことが不可欠です。
- (3) 地域にある学校施設についても地域との密接なつながりがあり、地域の拠点としてさまざまな活用を図っていく必要があります。

「元気村おがわ東」集会施設利用人数及び利用団体数

年度	利用人数				利用団体数
	子ども	一般	高齢者	合計	
平成15	1,362	417	331	2,110	43
16	2,619	7,900	2,191	12,710	584
17	1,420	7,434	2,233	11,087	559

※平成15年度は16年1月から。平成17年度は10月までの数値
 ※子ども：19歳未満、一般：65歳未満、高齢者：65歳以上
 (資料：地域文化課)

「元気村おがわ東」体育施設利用人数及び利用団体数

年度	利用人数				利用団体数
	子ども	一般	高齢者	合計	
平成15	4,784	2,484	387	7,655	253
16	17,759	17,360	4,270	39,389	1,613
17	10,236	10,705	989	21,930	885

※平成15年度は16年1月から。平成17年度は9月までの数値
 ※子ども：19歳未満、一般：65歳未満、高齢者：65歳以上
 (資料：地域文化課)

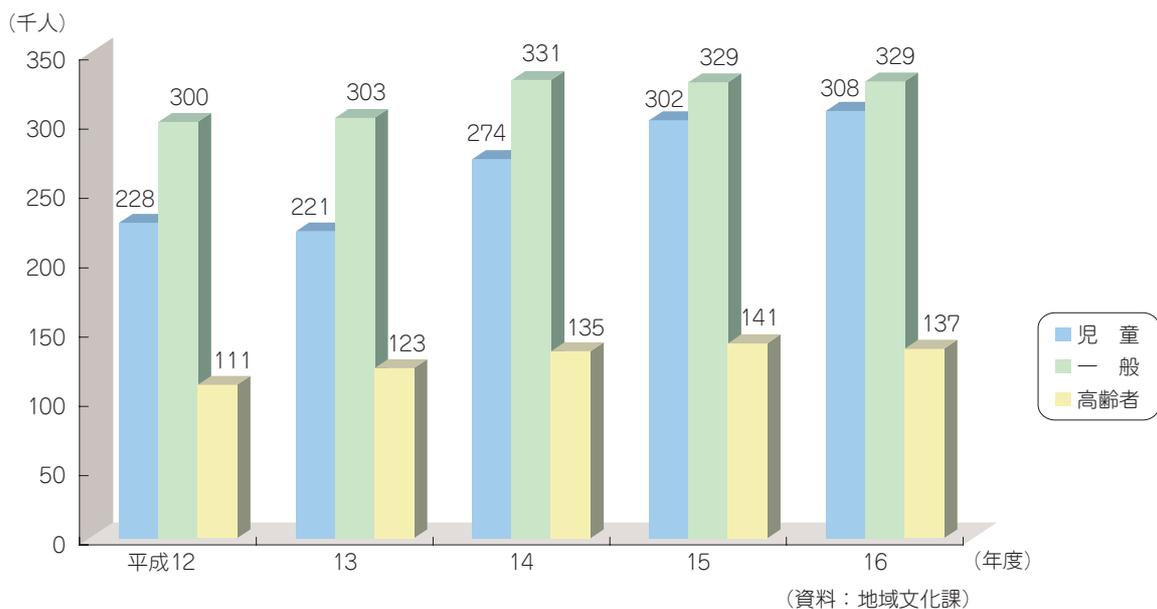
本計画における基本方針

- (1) 地域センターについては、指定管理者制度等による管理を視野に入れた新しい運営のあり方を検討し試行を行い、さらに開館日の拡大や業務の多角化も含めて、利用しやすい拠点施設をめざします。
- (2) 地域センターをはじめとして、建替え時期の到来する施設については、順次、近隣の公共施設との再配置を含めて検討し、効率的で利用しやすい施設をめざします。また拠点のない地域については、新たな拠点の確保を検討します。
- (3) 地域の拠点となる学校施設についても、学校の教育活動と連携するなかで、地域に溶け込めるような活用方法を検討し実施していきます。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 小川町二丁目地域センターの建設（児童館併設）	▶		
	(2) 小川町一丁目地区地域センターの建設（児童館併設）	▶		
	(3) たかの台地区地域センター設置手法の検討	▶		
非施設事業	(1) 地域センターの指定管理者制度を含めた管理運営の見直し（使用料見直し含む）	▶		➡
	(2) 地域センター等公共施設の再配置を含めた今後のあり方の検討	▶		
	(3) 地域コミュニティの拠点として新たに学校の活用の検討	▶		

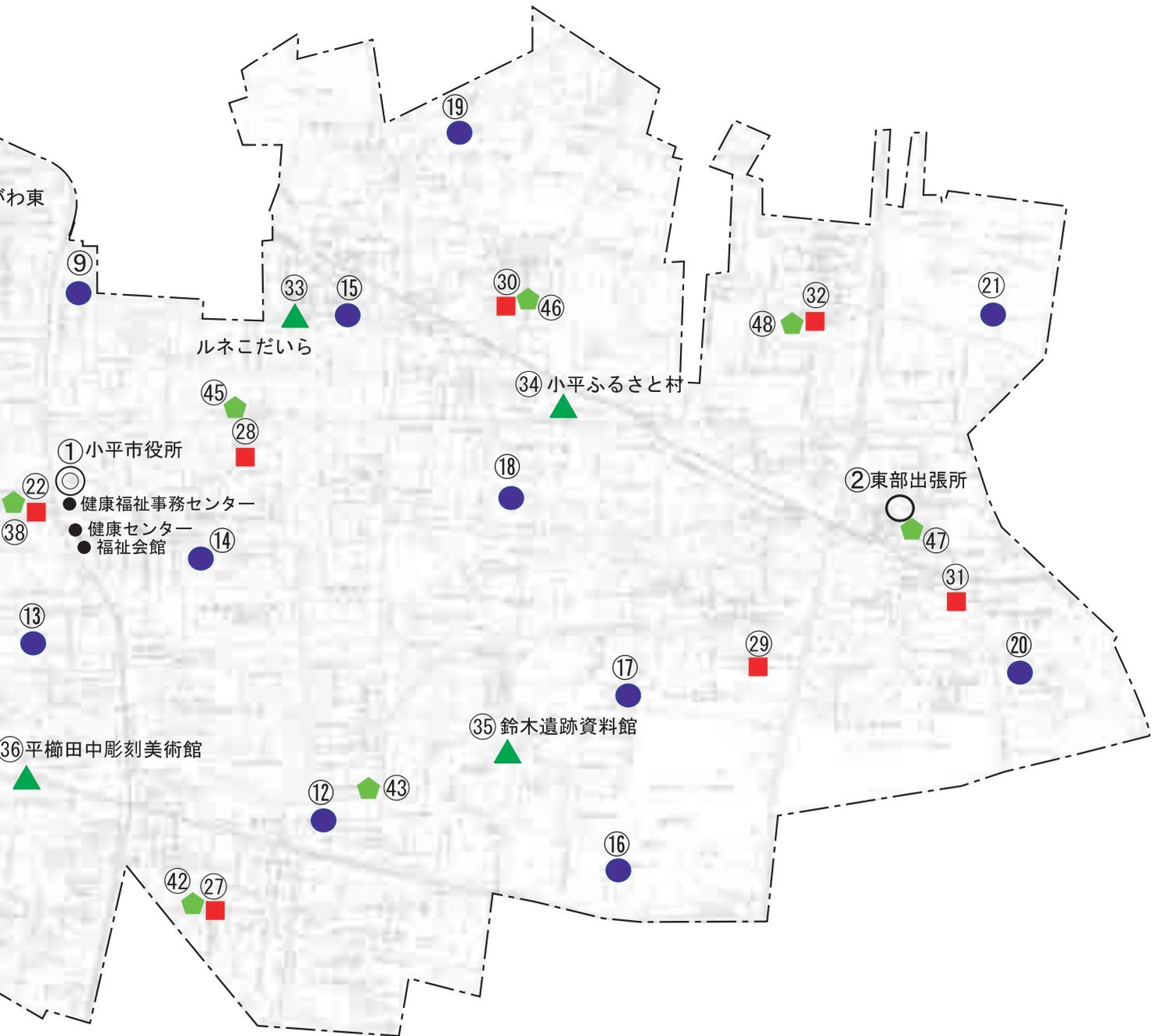
地域センター年間利用者数の推移



コミュニティ・文化施設



◎市役所・○出張所等		●地域センター（17カ所）	
① 市役所	⑤ 中島地域センター	⑭ 学園東町地域センター	
② 東部出張所	⑥ 上水新町地域センター	⑮ 美園地域センター	
③ 西部出張所	⑦ 小川西町中宿地域センター	⑯ 御幸地域センター	
④ 元気村おがわ東	⑧ 小川西町地域センター	⑰ 鈴木地域センター	
	⑨ 小川東町地域センター	⑱ 天神地域センター	
	⑩ 小川東第二地域センター	⑲ 大沼地域センター	
	⑪ 上水本町地域センター	⑳ 花小金井南地域センター	
	⑫ 喜平地域センター	㉑ 花小金井北地域センター	
	⑬ 学園西町地域センター		
■公民館（11カ所）		▲文化施設（5カ所）	
⑳ 中央公民館	㉒ 仲町公民館	㉓ ルネこだいら	㉔ 中央図書館
㉑ 上宿公民館	㉓ 鈴木公民館	㉔ 小平ふるさと村	㉕ 上宿図書館
㉒ 小川公民館	㉔ 大沼公民館	㉕ 鈴木遺跡資料館	㉖ 小川（分室）
㉓ 小川西町公民館	㉕ 花小金井南公民館	㉖ 平櫛田中彫刻美術館	㉗ 小川西町図書館
㉔ 津田公民館	㉖ 花小金井北公民館	㉗ ふれあい下水道館	㉘ 上水南（分室）
㉕ 上水南公民館			㉙ 喜平図書館
			㉚ 津田図書館
			㉛ 仲町図書館
			㉜ 大沼図書館
			㉝ 花小金井図書館
			㉞ 花小金井北（分室）



1 防 犯

第2節 安全で安心できるまちをめざす。(安全・安心)

1 防 犯

2 防 災

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 社会の進展とともに、日常発生しているトラブルや犯罪は、拡散化、組織化に加えて、凶悪化、巧妙化しており、まただれもが被害やもめごとに巻き込まれる可能性が高くなっています。
- (2) さらに、犯罪の質的变化に加え、隣人関係の希薄さや無関心、無干渉が犯罪の発生を容易にしており、治安の悪化をもたらす大きな要因となっています。

● 今後の課題

- (1) 地域におけるさまざまな活動が、犯罪発生を抑制する環境づくりの大きな「キメ手」となることから、地域の活動の積み重ねを重視し、犯罪発生に対して「死角のないまちづくり」をめざし、市民・警察署・行政が一体となって事業に取り組んでいく必要があります。
- (2) 防犯のための体制の充実に加え、犯罪に巻き込まれないためにも、今まで以上に市民一人ひとりが正しい防犯の知識を身につけ自衛するとともに、近隣相互の信頼関係を築いていく必要があります。

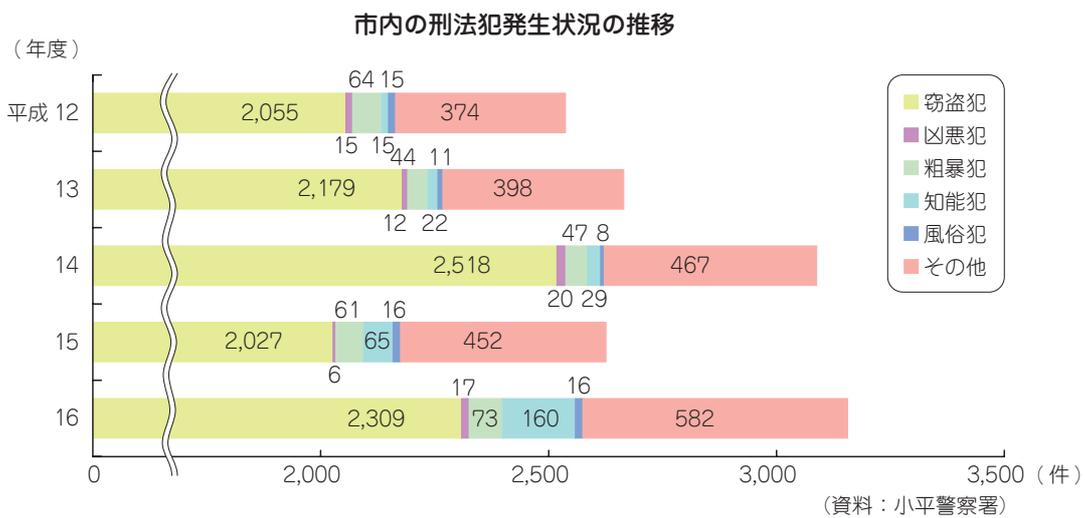


本計画における基本方針

- (1) 市民一人ひとりが犯罪に対して強くなり犯罪の発生が抑えられるように、日ごろの防犯意識を高め、犯罪の防止に役立つための啓発活動や地域に関する情報提供を行っていきます。
- (2) 犯罪が発生しないまちを少しでも実現していくために、日常の近隣関係をできるだけ活発にするとともに、日ごろから地域の人たち・防犯協会などの関係機関・行政が連携し、各種事業を通じて地域の防犯活動を推進します。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非施設事業	(1) 犯罪防止のための啓発活動や情報提供の充実	▶		
	(2) 地域防犯力向上の推進（地域防犯リーダー育成等）	▶		➡
	(3) 防犯情報システムの整備	▶		
	(4) 東京都への交番増設の要請	▶		



2 防災

第2節 安全で安心できるまちをめざす。(安全・安心)

1 防犯

2 防災

動向（現状）と課題

●動向（現状）

- (1) 科学技術の進歩により、自然災害についてはある程度予測できるようになりましたが、地震についてはまだその予知が難しく、日ごろからの一定の準備や対策が市民・行政において求められており、被害を最小限におさえる努力がなされてきています。
- (2) 自然災害以外にも、大規模な事故のほか今までにない突発的な危機などによる、今まで想定していなかった災害が発生する可能性も高まっていることから、的確かつ迅速な対応が求められています。



●今後の課題

- (1) 日ごろ、いろいろな災害や今までにない突発的な危機に対して、市民一人ひとりが知識を持ち、また備蓄等の対策を行うことはもちろんですが、行政としては予想できる被害を想定し、最小限に被害をとどめるように、準備や対策を講じておくことが必要となります。
- (2) 災害時や今までにない突発的な危機などに対して、市民・行政・事業者がそれぞれの立場で必要な役割を果たし、相互に協力して非常事態を克服する強い意思のもとで諸体制を整備していくことが必要です。
- (3) さらに、災害時の復旧、復興が迅速かつ十分に行われるように、体制やしくみづくりについて協議していくことが必要です。

火災発生件数の推移とその原因

年度	平成12	13	14	15	16	計
放火（疑いを含む）	38	25	21	17	45	146
ガス器具	5	9	13	4	6	37
火遊び	2	2	5	2	5	16
たばこ	6	12	9	9	8	44
たき火	1	2	0	1	2	6
石油ストーブ	3	1	0	2	3	9
その他	17	20	17	18	22	94

(資料：小平消防署)

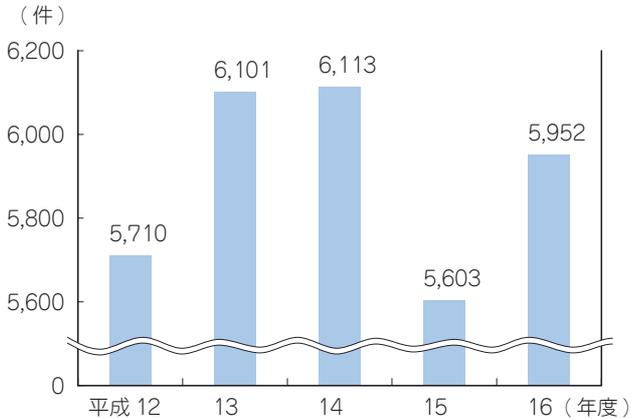
本計画における基本方針

- (1) 非常時に十分に対応できる備蓄とともに、いわゆる「帰宅困難者」も含めた災害の発生にともなう迅速・適切な対応や、パニックの発生防止のための日ごろからの防災意識の醸成を継続して図ります。
- (2) 地域の防災組織や自治会をはじめ住民、市内事業所、消防署・消防団など関係機関、自治体などによるさらなる連携で、防災・消防体制の強化や、迅速に対応できる諸設備の充実を図っていきます。
- (3) 今までにない突発的な危機など新たな緊急事態へ対応するため、自治体が果たすべき役割を明確にし、国、東京都及び関係機関と連携し、適切な対応をすることによって市民の安全を守ります。
- (4) 災害発生後の復旧や復興が迅速に行われ、十分な支援を受けられるように、日ごろから復旧や復興についての対応マニュアルの整備や訓練を行います。

予定される計画事業

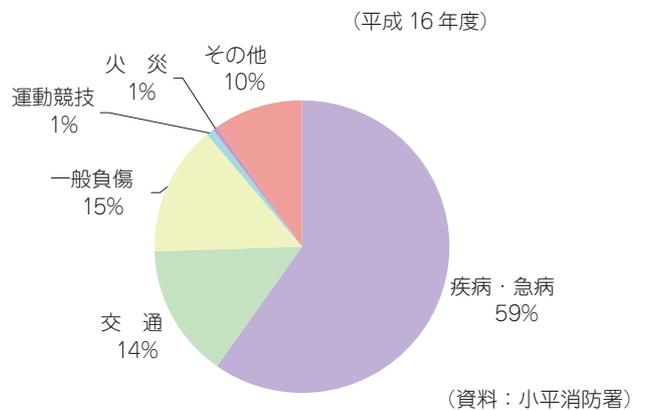
	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 消防水利の充実	▶		
	(2) 災害対策用飲料貯水槽の改修	▶		
	(3) 防災情報システムの整備	▶		
	(4) 消防団第三分団詰所の建替え	▶		
非施設事業	(1) 地域防災力向上の推進（防災リーダー育成等）	▶		➡
	(2) 災害用備蓄品の増設	▶		
	(3) 市内事業者・関係機関との連携強化（協定の締結等）	▶		
	(4) 消防ポンプ自動車の買い替え	▶		
	(5) 消防団指令システムの変更	▶		
	(6) 小平市国民保護計画の策定	▶		
	(7) 木造住宅耐震診断への補助	▶		
	(8) 地域防災計画の見直し	▶		

救急車による市内の救急活動数の推移



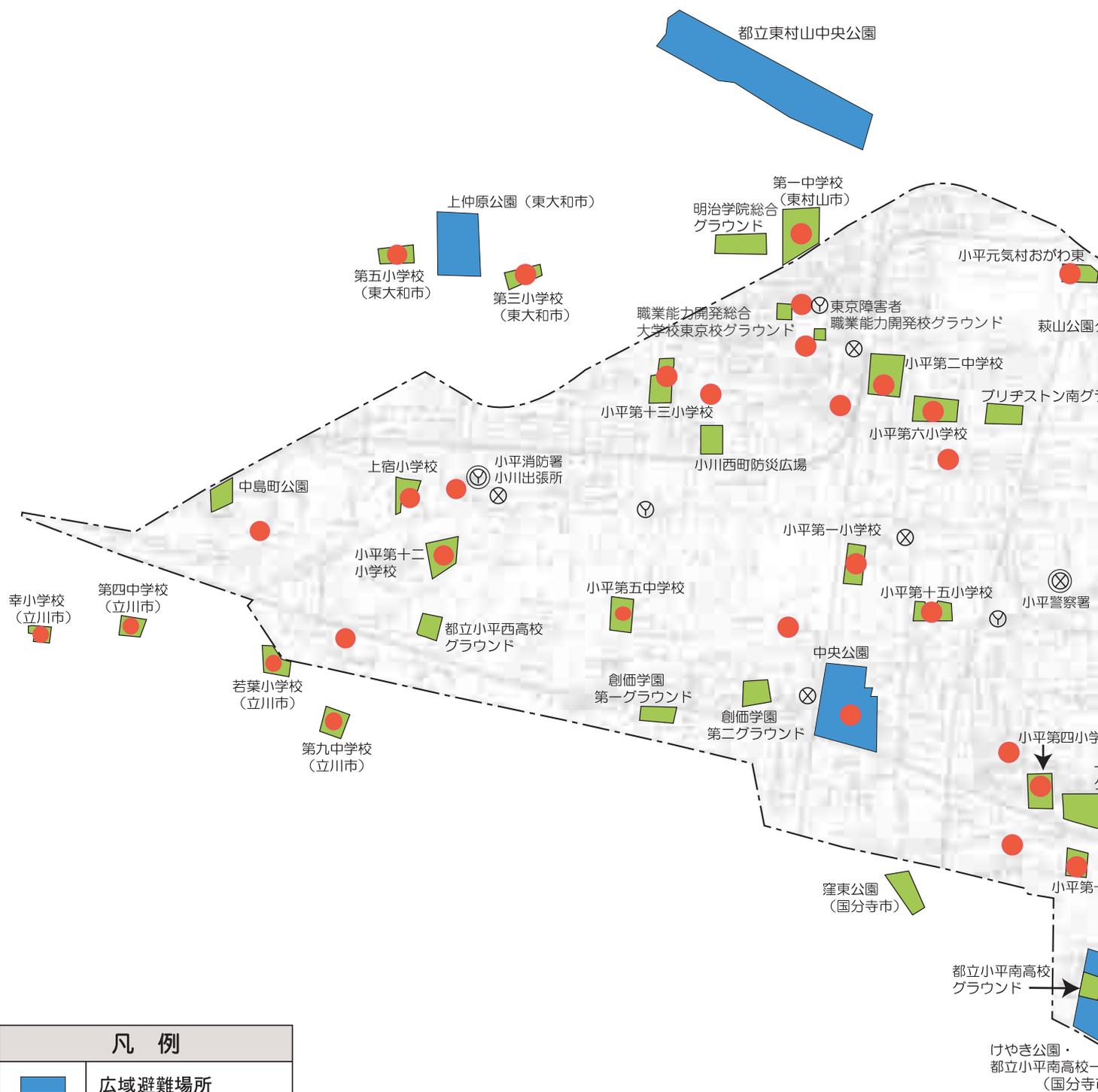
(資料：小平消防署)

救急車による市内の救急活動の内訳



(資料：小平消防署)

安全・防災（避難場所・避難所・消防署・警察署など）



凡例	
	広域避難場所
	いっとき避難場所
	避難所
	消防署・消防署出張所
	消防団分団詰所
	警察署
	交番・駐在所

※避難所は学校・公民館および地域センター等が該当します。
 ※この地図は略図ですので、詳細は「小平市防災マップ」（防災安全課で配布）をご覧ください。

1 暮らしの相談

第3節 より充実した市民生活をめざす。(生活)

1 暮らしの相談

2 情報提供の充実

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 市民生活が成熟し、また複雑になるに従い金銭の融資、電話での勧誘、インターネットを媒介としたトラブルなど、予想もできない事故や事件に巻き込まれる機会が増えており、消費者の意識・知識の向上や法律の早急な整備が求められています。
- (2) 社会で生活するなかで、環境ホルモン*、食品添加物、遺伝子組換え食品など食の安全や、ダイオキシン*、シックハウス*、アスベスト*など、私たちを取り巻く環境が注目されており、それぞれの確な対応が求められています。

● 今後の課題

- (1) 市民生活を安全で快適に過ごすためにも、まず市民一人ひとりが正確な知識や情報を得ることが最も基本ですが、常に正しい知識や情報を迅速に得ることができるように、専門の相談機関や行政が連携し、体制をより充実させることが必要です。
- (2) 社会全体で対応が求められる場合は、法改正や広域的な対応が必要となることから、関係機関に対して働きかけを行っていくことが必要です。



*環境ホルモン…食物連鎖などで自然界の中に存在し、生物の本来のホルモン作用を乱す物質。

*ダイオキシン…ごみなどの焼却や農薬などの製造中に不純物として副生される毒性の高い化学物質。

*シックハウス…建築物の使用材料から放出される化学物質で発生する人体へのさまざまな症状。

*アスベスト…「石綿」ともいわれる鉱物繊維。長期間にわたり吸入すると、肺疾患をひきおこす。

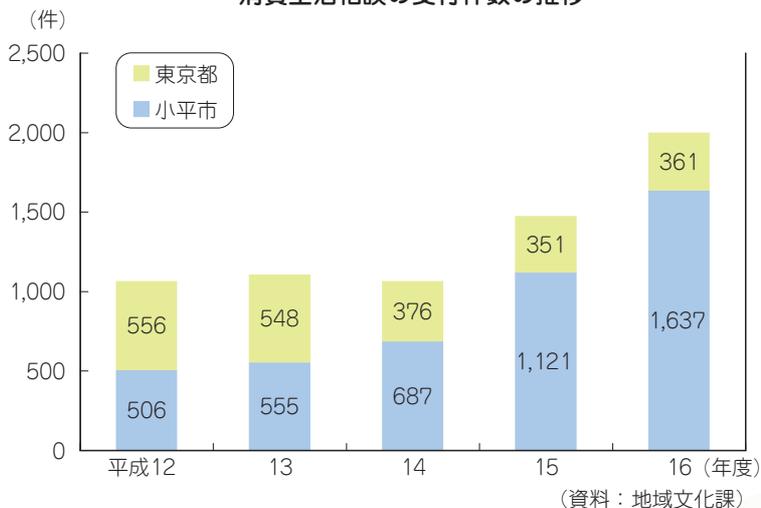
本計画における基本方針

- (1) 生活上のトラブルや不安を回避するためには、まず消費者である市民一人ひとりにおいて、事前の知識や知恵をもって被害を最小限にとどめることが基本であり、消費者への迅速・的確な情報提供や、一人ひとりの意識向上のための啓発事業を推進します。
- (2) 広範囲にわたる関係機関と連携し相互に情報収集を行うなかで、消費者トラブルや生活上の不安に即応できる、頼りになる相談窓口の充実をめざします。
- (3) トラブルや不安が広範囲にわたり深刻な状況が予想される場合には、法改正や広域的な対応が求められることから、関係機関に対して市長会等を通じて働きかけを行います。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非 施 設 事 業	(1) 消費生活相談の充実と専門機関との連携	→		→
	(2) 暮らしに関する情報収集と情報提供の充実	→		
	(3) 暮らしに関する啓発事業の推進	→		
	(4) 社会的な課題に対する関係機関への要請	→		

消費生活相談の受付件数の推移



2 情報提供の充実

第3節 より充実した市民生活をめざす。(生活)

1 暮らしの相談

2 情報提供の充実

動向（現状）と課題

● 動向（現状）

- (1) 社会経済情勢が構造的に大きく変化するなかで、雇用についてはもはや終身雇用が絶対的なものなくなり、またパートタイマーや契約社員が新たな戦力になるなど、雇用の形態が多様化し流動化しています。
- (2) 今後は、今までの壮年の雇用のほか、高齢者の雇用、障がい者の雇用が注目されるとともに、パートタイマーやアルバイトで働いたり、そうした働き方を希望するフリーターや、就学、就労、職業訓練のどれもしていない若者、いわゆるニート（NEET）と呼ばれる人々が増え、就労の課題も含め、社会問題として注目されています。
- (3) 住まいについては、以前の土地神話が崩壊したにもかかわらず、依然として高値安定の状況が続いており、人々の住居に対する経済的な負担が大きい状況にあります。
- (4) 近年は、既存の分譲マンションの建替え時期や災害時の建替え等への対応など、分譲マンション特有の課題が発生しており、法の改正や行政による相談機能の充実が求められていますが、市内で分譲マンションの建設が増加したのはここ20年のため、建替えの問題についてはまだ深刻な状況には至っていません。

● 今後の課題

- (1) 今後は、多様な雇用の形態が存在するなかで、それぞれの需要にあった雇用の情報の提供や相談機能の充実などについて、きめ細かな対応が必要となります。
- (2) 住宅を確保するためには、まず正確で最新の情報が必要であることに加え、関係する法令などの知識習得によって賢い消費者であることが求められます。今後は、情報の提供や啓発による行政の支援がいっそう求められることとなります。



1 新しい文化の創造・発信

第4節 新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。(文化)

1 新しい文化の創造・発信

2 歴史

動向(現状)と課題

● 動向(現状)

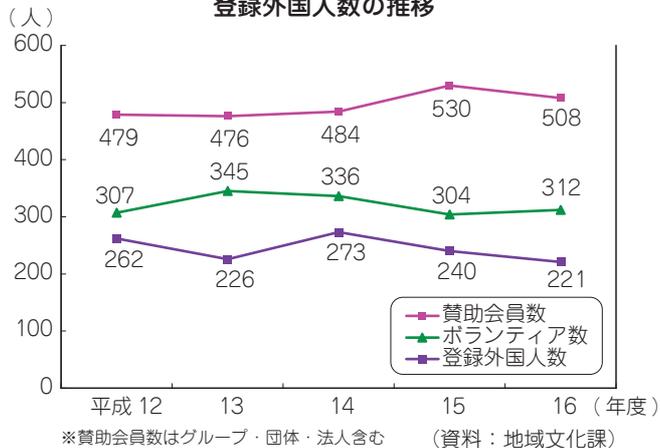
- (1) 市内には、市民文化会館(ルネこだいら)をはじめとしてさまざまな文化施設のステージが存在し、市民の自由で豊かな文化の創造を支援しています。一方では、施設に対する維持経費が大きくなっており、適正な負担を含めて、その対応が求められています。
- (2) 音楽コンクールの開催等を通じて、世界に小平の魅力を紹介し、知名度をアップし、再び小平を訪れたいようなしくみとして、芸術文化を内外に発信しています。
- (3) さらに、国際交流協会を通じてさまざまな国の人々との交流や、市の行事を通じて市内の大学生との交流が行われています。
- (4) 自治体名が同じということで姉妹都市を締結している、北海道小平町の人々との交流を通じ、新しい文化や人の輪の拡大を図っています。

● 今後の課題

- (1) 都心での多彩な芸術文化が展開されているなかで、小平独自の文化を継続して発信をしていくことは大変なことです。市民一人ひとりが国や世代をこえて相互に交流するなかで、これからの市民レベルでの新たな文化が着実に生み出されていくために、息の長い支援を行っていくことが行政に求められます。
- (2) 新しく指定管理者制度がスタートすることにもない、芸術面の水準を低下させることなく、より効率的な組織の運営が求められることとなります。
- (3) 姉妹都市については、自治体間の友好の段階から市民一人ひとりの個人のレベルで友好を深める段階へさしかかっており、今後、市町村合併の状況に関わらず、21世紀にふさわしい新しい友好関係をさぐっていく必要があります。



国際交流協会の賛助会員数とボランティア数・登録外国人数の推移



本計画における基本方針

- (1) 心豊かな活力ある社会の形成には文化や芸術の果たす役割はたいへん大きく、だれもが文化や芸術のあふれる生活を送ることができるように、今後の総合的な文化振興のあり方を検討し、推進するための方針を定めます。
- (2) 小平において新しい文化や芸術を創造し内外に発信していくために、市民文化会館（ルネこだいら）をはじめ文化創造のための拠点の確保を支援し、小平からの文化や芸術の創出にふさわしいステージの維持管理をめざします。
- (3) 市内に所在する各大学との連携を深め、若い人たちの「元気」をエネルギーに変えて、若い人たちの専門や得意な分野を生かし、魅力ある人材の発掘や育成とともに活気あるまちづくりを実現していきます。
- (4) 芸術文化施設についても、今後、指定管理者制度による新しい管理運営が行われることから、常に経営の合理化や事業の選択等を行うなかで、小平の文化や芸術を振興し、常に多くの市民の支持を得るための高い文化や芸術の水準を維持します。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
非施設事業	(1) 総合的な文化振興推進のための方針の策定			
	(2) 芸術文化施設の指定管理者制度への検討			
	(3) 文化振興財団自主事業の充実			
	(4) (仮称) 齋藤素巖小平グリーンロード美術館の整備(再掲)			
	(5) (仮称) デジタルミュージアム*の実現			
	(6) 大学・地域等との連携による新しい文化の創出			
	(7) 国際交流協会事業の充実			
	(8) 小平町ふれあい森林づくり事業の充実			
	(9) 小平町姉妹都市提携30周年記念事業の実施			

文化施設の利用状況の推移

(回数・人)

年度・内容 施設名	平成 12		13		14		15		16	
	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数
小平市民文化会館	53	304,783	53	283,189	55	283,637	78	292,160	57	286,155

(資料：地域文化課)

市内の大学・短期大学の学生数及び留学生数

(平成 17 年 5 月 1 日現在)

大 学 名	学生数	
	学生数	留学生
嘉悦大学	1,286	74
白梅学園大学・白梅学園短期大学	933	0
津田塾大学	2,826	11
文化女子大学小平キャンパス	1,058	89
武蔵野美術大学	4,388	104
合 計	10,491	278

(資料：地域文化課)

*デジタルミュージアム…芸術作品等をデジタル技術によって複写・保存し、インターネットなどで自由に鑑賞できるようにした仮想の博物館や美術館。

2 歴史

第4節 新しい文化の創造と文化遺産の保存をめざす。(文化)

1 新しい文化の創造・発信

2 歴史

動向(現状)と課題

● 動向(現状)

- (1) 市内には、古くは先人たちの遺跡をはじめとして新田開発以降の近世の歴史的な文化が多く存在し、また明治から昭和期にかけての歴史を語るうえでの貴重な施設の歴史もあります。また平櫛田中彫刻美術館のように世界的な著名人の芸術作品や終のすみか、さらに歴史的にも貴重な新田開発以降の旧家の居宅などが、小平ふるさと村に移築・保存され、また旧石器時代の出土品などは鈴木遺跡資料館に展示・保存されています。
- (2) また、「鈴木ばやし」のような、郷土の伝統芸能が継承されており、多くの市民に親しまれているほか、玉川上水や野火止用水、市内の用水路などの歴史的な遺跡や、武蔵野の原風景とされている貴重な屋敷林も存在しています。
- (3) さらに、小平の新田開発に関する膨大な資料や地域に関する資料が、市内の図書館、鈴木遺跡資料館、民具庫等の各施設に保存・整理・管理され、公開されていますが、今後、さらに市民に親しまれ活用されるようなくみづくりが求められています。

● 今後の課題

- (1) 市内の貴重な遺産が、次世代へ継承され、また多くの市民に親しまれるように働きかけを行っていくとともに、後世へ伝えるべき歴史・文化資料の整理・保全、また活用を十分に行うことが必要です。
- (2) 郷土に伝わる伝統芸能などは、歴史・文化関係団体、また地域や学校などと連携し、保存・継承していくために後継者の育成を図るとともに、みんなに喜ばれ、親しまれるための発表の場を積極的に確保し、広めていく必要があります。
- (3) 今後、地域に関心が高まることが予想されるなかで、現存する貴重な地域資料をもとに、小平の歴史を記録し、広く理解してもらうために、小平の市史の編さんに着手していく必要があります。



本計画における基本方針

- (1) 歴史的にも貴重な作品や資料で、市で維持管理が可能なものについては、その情報の電子化・蓄積を行い、また広く市民に知られ気軽に活用されるように、整理や保存をさらに進めます。
- (2) 歴史的な遺跡については、市有地以外にあるものや歴史的建造物等の指定を受けているものがあり、今後は関係機関との調整・協議のなかで、市としての活用を図ることができるように努めていきます。
- (3) 貴重な民俗芸能としての「鈴木ばやし」は、小平に残る唯一の郷土芸能であり、未来への伝承・保存を行い、さらに若い世代に郷土芸能の魅力や楽しさを知ってもらうために、そのしくみづくりと発表の場を確保していきます。
- (4) 市制施行50周年を節目に、小平の歴史を記録し広く理解してもらう必要から、内外の貴重な資料をもとに、小平の市史の編さんを検討し着手します。

予定される計画事業

	事業項目	前半〔5年間〕	後半〔5年間〕	目標設定
施設事業	(1) 平櫛田中彫刻美術館の用地購入	▶		
	(2) 平櫛田中彫刻美術館の維持管理の充実	▶		
	(3) 小平ふるさと村、鈴木遺跡資料館、民具庫の計画的改修・補修等の実施	▶		
非施設事業	(1) (仮称) デジタルミュージアムの実現 (再掲)	▶		
	(2) 平櫛田中作品の計画的な修復	▶		
	(3) 収蔵民具を活用した回想法による思い出ふるさと事業の検討・実施	▶		➡
	(4) (仮称)「図説 郷土こだいら」の刊行	▶		
	(5) 文化財総合調査の実施と解説書の作成	▶		
	(6) 伝統的な民俗芸能の保存と伝承	▶		
	(7) 小平市史編さん事業の実施	▶		



ふるさと・文化施設の利用状況

(回数・人)

施設名	平成 12		13		14		15		16	
	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数	事業数	来館者数
平櫛田中彫刻美術館	3	7,625	3	6,782	3	7,161	2	6,921	4	9,563
小平ふるさと村	29	43,085	30	47,184	35	43,818	34	48,526	35	40,868
鈴木遺跡資料館	1	2,166	1	1,132	—	1,002	1	1,207	—	689

(資料：生涯学習推進課)